

社援発 0630 第 2 号
令和 8 年 6 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費事業の実施について

令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金の国庫補助については、令和 8 年 6 月 30 日厚生労働事務次官通知の別紙「令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱については、別紙のとおり「令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費事業実施要綱」を定め実施することとし、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

別紙

令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧費事業実施要綱

1. 目的

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然災害（以下、「災害」という。）の被災地における障害福祉サービス等の円滑な運営を確保するため、被災した障害福祉サービス事業所等に対し、事業再開に要する開設準備経費や設備費等に関する国庫補助を行うことにより、事業の復旧支援を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 開設準備経費及び災害復旧設備費

被災した障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）について、災害の影響により、事業の継続が困難となった事業者に対して、事業の再開に必要な備品の購入に必要な経費、新たな活動場所の賃貸や従来の活動場所の修繕等のために必要となる初期契約費用（礼金、手数料等）その他の再開準備に要する経費の全部又は一部を補助することを事業の内容とする。

(2) 災害復旧大規模生産設備費

法に基づく就労継続支援の事業再開に必要な大規模生産設備（就労訓練設備）に係る経費の全部又は一部を補助することを事業の内容とする。

3. 交付対象事業所等の種類

本通知の2に定めるそれぞれの事業内容ごとに、本事業の交付の対象となる事業所等の種類は次のとおりとする。

(1) 開設準備経費及び災害復旧設備費

「社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3の(3)の(表1)に掲げる事業所等とする。

(2) 災害復旧大規模生産設備費

交付要綱の3の(3)の(表1)に掲げる事業所等のうち、(4)障害福祉サービス事業所（就労継続支援事業所に限る。）とする。

4. 被災事業所等の確認

交付要綱の3の(3)の被災事業所等の確認については、必ずしも現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書、廃車証明書又は事業所に備え付けている備品台帳等を提出させる等、適切な方法により被災状況の把握に努めること。

なお、本事業の国庫補助に係る交付の申請は、交付要綱の8において「別に定める日」までに行うこととされているが、円滑な事業の実施のため、災害ごとに事業の対象

となる被災事業所等の状況把握に努め、当該状況把握の結果について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部からの求めに応じ、報告を行うこと。

5. 事業再開に当たっての留意点

本事業の補助対象経費については、事業再開に要する経費としているが、事業再開に当たっての考え方を次のとおり整理したので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたい。

- (1) 法に規定する廃止の届出後における新規の事業開始、法に規定する休止の届出後における再開に限らず、当該届出が行われない単なる休業後の再開も含まれるほか、被災して以降、継続的に又は一時的に事業を縮小しながら被災地で障害福祉サービス等を提供している事業者等の復旧も含まれること。
- (2) 被災した事業所等と同種のサービスを実施することを想定しており、例えば訪問系サービス事業所を廃止し、日中活動系サービス事業所を新規に実施することは、事業再開として認められないこと。
- (3) 本事業は被災地の障害福祉サービス等の確保を目的としているため、原則として、被災時に所在していた都道府県（当該所在地が指定都市又は中核市の場合は当該指定都市又は中核市）の同一地域内において事業を実施することを、本事業にいう事業再開とすること。なお、これにより難しい場合は、別途、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部に協議すること。
- (4) 被災地の障害福祉サービス等確保の推進のためには、事業所の統廃合又は拠点の増加等の有効性が期待される場合もあることから、必ずしも被災事業所等の数と、事業再開した事業所の数とが一致する必要はないこと。なお、本事業の国庫補助額については、事業再開した事業所数ではなく、被災事業所等の数に交付要綱に定める基準額を乗じた額としていること。
- (5) 災害により被災し、事業の継続が困難となった日から事業再開の日までの間に、別の災害による被害があった場合は、当初の被災日に係る災害及び事業再開の日までの一連の災害を一つの災害とし、本事業を実施すること。

6. 対象経費の実支出額

本事業の対象経費については、交付要綱の5及び6に定めているところであるが、次の点に留意すること。

- (1) 対象経費の実支出額については、法人等の補助事業者単位で計算を行うこと。
- (2) 災害による被災日以降に要した事業再開のための経費を対象としており、交付決定日前に要した経費（当該交付決定日の属する年度以前の会計年度において事業再開のために要した経費を含む。）を計上して差し支えないこと。
- (3) 本通知の4の確認事項の主旨を踏まえ、適切な経費を計上すること。なお、備品購入については、被災地における障害福祉サービス等の確保に資するものであれば、必ずしも同型同種のものを購入する必要はないこと。また、中古品を購入することも差

し支えないこと。

- (4) 被災事業所ごとの対象経費の実支出額が、30万円未満のものについては、本事業の対象とならないこと。